

6 農 第 7 1 2 号
令和 6 年 8 月 16 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

鮫川村長 宗田 雅之

市町村名 (市町村コード)	鮫川村 (07484)	
地域名 (地域内農業集落名)	富田地区 (前沼、中沢、二反田、欽木田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢により離農したい農家が多い。
- ・イノシシ被害により耕作意欲が減退。
- ・若い人の育成、新たな担い手の確保が課題。
- ・将来的に圃場の条件整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、段階的に担い手へ集積していく。
- ・村の振興作物である、大豆、えごまの作付けを拡大し、所得向上を図る。
- ・環境保全型農業を推進し、付加価値のある農産物の生産、販売により所得向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に無理のない範囲で集積、集約化を進め、村や農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を踏まえ無理のない範囲で、段階的に集約化を進める。村や関係機関と協議し進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・中山間、多面的交付金を活用して、用排水路、作業道などの整備を進めるとともに、補助事業を活用し、将来的に作付け条件の改善（基盤整備事業）に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村や関係機関と協力しサポートする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除作業、青刈りとうもろこしの収穫作業、WCS用稲の収穫作業、牧草の収穫作業、稲わらの収集については、JA子会社と（株）あさひファーム等へ委託する。また、田の畦畔の草刈り等については、状況に応じてシルバー人材センターへ委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が多いことから、地域ぐるみで電気柵を設置し、目撃情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。併せて、捕獲人材の確保・育成を進める。②⑨WCS用稲や稲わらを地域の畜産農家へ供給し、堆肥は減農薬、減肥料に取り組む農家へ供給する。環境保全型農業の推進。③ドローンによる防除作業。リモコン草刈機等による除草⑦耕作が困難な農地については、日本型直接支払制度の共同活動により無理のない範囲で保全・管理等を行う。